

教育委員会定例会議事日程

令和2年8月4日(火) 午後1時00分

- 1 会議録の承認
- 2 請願等審査
受理番号 13、15～18 教科書採択に関する要望書
- 3 審議案件
教委第 23 号議案 高等学校用教科書、特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書並びに中学校・義務教育学校後期課程、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校用教科書の採択について
- 4 その他



受理番号 13

横浜市教育委員会 教育長様
教育委員各位

2020年度教科書採択に関する要望書

2020年7月9日

横浜教科書採択連絡会

提出代表 土志田栄子

連絡先 〒231-0015

横浜市中区尾上町

2020年度の教科書採択が、8月4日と発表されました。ご存じのように、毎回教科書採択の会議は市民の注目の集まる関心の強い会議です。これまでの2009年、2011年、2015年は、合理性や公正さに疑問の残る採択が行われ、市民の批判を受けた採択でした。2019年小学校教科書採択から、正常化し始めたかと、大変嬉しく思っております。ところで、今年の中学校教科書採択にあたって、改めて以下の点を、強く要望いたします。

要望項目

- 1、中学校教科書採択にあたって、社会科歴史、公民について、都合のよい事実が一面的に記述された教科書ではなく、学問研究の成果が公平、公正に記述されている教科書を、採択してください。
- 2、教科書採決に際して委員の採決が3対3の同数になったとき、教育長の独断で即決することなく、再討論し、合意を目指してください。
- 3、教員のアンケートを採択に生かしてください。

(要望項目1、の理由)

中学校社会科教科書育鵬社については、「つくる会」系教科書であることは、長年教育委員であった今田氏の著書から、横浜市も認めざるを得ない状況となりました。そこで育鵬社教科書について、再度、以下の問題点を指摘せざるを得ません。採択に際しては熟考して下さい。

<育鵬社歴史教科書について>

①神話による天皇の権威付け (54・56・57 ページ)

古事記などの天孫降臨神話を2ページ使って紹介し、2月11日の建国記念の日の由来を説明している。他社が天皇の支配を正当化するために古事記、日本書記が編纂されたことを記しているのと対照的です。

②明治以降の戦争は自衛のためとする論調 (196・199・242 ページ)

* 日清戦争「隣接する朝鮮がロシアなど列強の支配下に置かれれば自国の安全がおびやかされるという危機感が迫りました」

* 日露戦争「ロシアの東アジアでの軍備増強をこのまま認めれば、我が国は存立の危機を迎えると考えた政府は・・・」

* 太平洋戦争「米英に宣戦布告した日本は、この戦争を、自存自衛の戦争としたうえで、大東亜戦争と名づけました。」

「大東亜共栄圏を建設することが戦争の名目としてかけられ・・・」

④日本の戦争はアジア諸国の解放に貢献しているという認識

* (日露戦争の勝利は)「植民地支配の苦しみにあえいでいたアジア、アフリカの民族に、独立への希望を与えました」(200 ページ)

* (台湾の領有や韓国併合について)日本の統治下でダムが建設されたことや米の生産量の増加、学校教育の普及などを示し、近代化が進んだとしている(201 ページ)

* (ビルマやインドネシアで)「独立義勇軍ができ、日本軍の指導で・・・」

⑤日本軍による加害にあまり触れていない

* (南京虐殺について)「中国の軍民に多数の死傷者が出た」とあるが、実態についてはまだ論争があるとしている。他社は、捕虜や、女性や子どもなど住民の殺害を記述している(238 ページ)

* 沖繩戦と集団死について

「・・・日本の死者は18万～19万にのぼり、その半数以上が一般市民でした。」としながら、中学生や女学生まで住民を動員したことは書かない。「集団自決に追い込まれた人々もいました」とあるが日本軍によって追い込まれたことには触れていない。(238 ページ)

⑥日本国憲法は押し付け(263 ページ)

「GHQは日本側の改正案を拒否し、自ら全面的な改正案を作成して、これを受け入れるよう強く迫りました。」「議会審議で反対の声を上げることができず、ほとんど無修正のまま採択され」として、押し付けを強調。他社は日本政府案が大日本帝国憲法とほぼ変わらない内容だったことや、GHQは日本の民間団体の案を参考にしていること、生存権規定が盛り込まれるなど、重要な修正があったことを記述。

<育鵬社公民教科書について>

①天皇と国民主権について

国民主権の意義よりも象徴天皇の役割や存在意義の解説に重点が置かれている。「中立・公正・無私な立場にあることで日本国を代表し・・・国民の統合を強める存在」とし、「現代の立憲君主制のモデルの一つ」としている。(43 ページ)

②基本的人権に関わる記述で疑問があるところ

* 「・・・行き過ぎた平等意識は社会を混乱させ、個性を奪う結果になることもある。」としている。既成の秩序尊重の傾向(56 ページ)

* 公共の福祉による制約について「みんなの人権を少しだけ制約して妥協してもら

う」と説明している。他社の多くは公共の福祉の名のもとに不当な制限をしてはならない」と記述している(46, 47ページ)

③平和主義と改憲問題(48～53ページ)

*憲法第9条は、戦力不保持、交戦権も認めないという徹底した平和主義であり世界的に異例だとまずは文字通りに解釈する。しかし、制定後の国際情勢の変化で警察予備隊、やがて自衛隊の設立を説明し、政府の「自衛のための最小限度の実力は憲法上許される」という解釈を示す。日米安保条約について、「日本の平和は、自衛隊の存在とともにアメリカ軍の抑止力に負う所も大きい」といい、さらに集団的自衛権の容認によって「日本の安全保障体制が強化されました」と、政府の方針を一方向的に解説している。

*「憲法改正」に2ページ使い、「憲法改正の手続きは、憲法を現実に対応したものにしたり、条文の表現を改めたりするために定められ…」とあり、憲法を最高法規として尊重する姿勢がない。「憲法を絶対不変のものと考えてしまうと、時代とともに変化する現実問題への有効な対応を妨げることになりかねません」憲法と現実が食い違ったら、憲法を変えるという考えが中学生の教科書としてふさわしいとは思えない。

④ジェンダーに関わって(57ページ)

夫婦別姓は今や、国民の多数が認める所となっている。「夫婦同姓は合憲」という見出しの新聞の記事を掲げているのは、別姓を認めたくない育鵬社の家族観を示している。

(要望項目2、の理由)

会議には司会、または議長が必要です。司会役の教育長は、あくまで委員全員の意見をまとめ、合意を目指すべく審議をすすめる役割があると思います。横浜市のように無記名投票を毎回行っている場合は、司会も投票に加わることになります。したがって、結果が2社同数の場合も起こります。過去には教育長に権限があるとして教育長が即決していましたが、それでは教育長だけが2票の権限を持つことになります。合意を目指すのが基本なのに、強引な教育長の2票行使には、違和感がありました。今回、もし3対3の同数になったら、再度その2社についての審議を充分行い、合意を目指すようにしてください。

2020最後の要望書(要望項目3、の理由)

昨年小学校教科書採択から教員のアンケートが始まりました。提出数は少ないとはいえ、現場の教員の声は何より貴重な意見でした。委員のみなさんもそれは参考にすると発言されていました。今年はコロナの感染予防から、思うようにアンケート提出が進まなかったのではないかと心配しています。6月1日より教員には教科書を閲覧できる状態を整えたと聞いています。たとえ回答が少ないとしても、採択の参考にしたいと思っています。

以上

横浜市教育委員長

鯉淵信也様



受理番号 15

横浜市旭区白根

日ごろの横浜市の子ども達へのご指導ありがとうございます。

私は、[redacted]の教師を[redacted]してまいりました。

余生は、のんびりと趣味の俳句などを学ぼうとしておりましたが、前中田市長の置き土産の教科書採択での問題で、私の人生が横道にそれてしまいました。

私にも二人の孫がお世話になっています。

自由社版の教科書を見ておどろきました。間違いだらけで大変でした。

次の育鵬社は、カラフルで写真も多いのですが、写真は国民の姿ではなく、天皇・総理の数の多い事におどろきました。

国民主権はどこへいったのでしょうか。

歴史は、専門外の私でも「神話が多い」と科学的でないことは他社と比較して歴然としています。神武天皇が出て来て驚きました。

特に、近代史では戦争を美化し「アジアを解放した」など書かれていては、これから国際的に活躍する若者にはふさわしくありません。

後輩の教師は、教え直すのに大変苦勞すといっております。

「頼むから、早く育鵬社はやめて欲しい」と新年会などに合うといわれます。

教育委員会にも時折傍聴にいきます。

かつての、今田委員の時代とは違い、各委員がはっきり職員に正したりしており安心しております。きっと森委員は、きちんと判断して採択して下さるだろうと期待しております。

親の立場から、育鵬社で学んだら社会に出たときこまるだろう・・と察して下さると思います。

また、新鮮なご意見を傍聴させていただいて安心しております。

違った判断をされたら、「圧力に屈した」のか？とおもいます。

マスコミも各委員を注視しております。

現役の教師は中々意見が言えない横浜市の事情があるようです。

その教員の無言の声を大切にしていきたいと思えます。

■■■■の意見ですが、インターネット配信で今回行うようですが、カナダ・トルコ・韓国・フィリピンなどの国の友人からも「しっかりみるわよ！」と励ましのメールがきました。

教育委員の恥は私たち横浜市民の恥でもあります。

どうか わずか6%の生徒しか手にしない教科書を採択しないで、公正・中立な教科書を採択してください。

郵便はがき



2310017

受理番号 16

中込本町 6-50-10



横浜市教育委員会

教育長

鯉刈 信也 様



〒224-0065
横浜市都筑区高山

We Support
unicef

8月に、中学校教科書採択が行われることを知りました。
図書館に行き、数社の教科書を閲覧してきました。
その中で、育鵬社の中学歴史および公民の教科書に非常に違和感を覚えました。

日本国憲法の成立過程、国民の義務の捉え方、太平洋戦争の目的など、非常に偏った記述がみられます。

このような教科書で勉強することになる子どもたちの偏向が、心配になります。

子どもたちが、もっと公平で、公正な見方ができ、国際的にも通用する人間になるよう、育鵬社の教科書の採択はしないように、1人の市民として、切に願います。

どうか、育鵬社の教科書を採択しないように、お願いいたします。



受理番号 17

横浜市教育局様

-1-

7月12日、教科書展示会にて、育鵬社の教科書を読みました。

中国や朝鮮その他に関し、史実に正確とは思えないところがありました。

このことは、将来日本人の判断を誤らせ、日本人全体を不幸にしかねません。

史実に忠実に記事内容の教科書を採択されるようお願いいたします。

私は [redacted] 「尋常小学校」に入学しました。昭和16年(1941年)

尋常小学校は「国民学校」になりました。

国史の授業では、楠木正成は忠臣、足利尊氏は賊軍の大將で、天皇家は

万世一系でした。しかし本当は、楠木正成は南朝の、尊氏は北朝の大將で、

昭和天皇は北朝の子孫なのでした。

地理の授業では、日本はA、B、C、D四国障にかまけて様々な妨害をうけて

苦しめられて。(Aはアメリカ、Bはイギリス、Cは中国、Dはオランダです)

なぜ、そうやってしまっているのか、はつきりとは知りませんが、日本は正しいとだけです。



昭和20年(1945年) 日本が敗戦してから、NHKの放送に「真相はこうだ」

という籠天もの放送がありました。私たちが国民は「クマ」と述べていたのだとした。

もっとも、後年この「真相はこうだ」も一部占領軍に都合のよいものだった。

らしいことを知ることは出来ませんでした。

私は今展示会で「読んだ」ことの「一ツ一ツ」を「手紙」に書くことに
出来ずしての「鬼」のことに「記」した次第です。

どうか、教育委員の方々に本 育鵬社の教科書、その他について慎重に

で検討下さい。採択出来ます。お願い申し上げます。

2020年9月13日

横浜市泉区中田東



受理番号 18

横浜市教育委員会 教育長 他教育委員のみならず、委員のみならずは、吟味されて、どうお感じになられたのでしょうか？私にはやはり、育鵬社の歴史教科書は、変"な"と思います。育鵬社はやめて下さい。理由をいくつかあげます。

1. 在日の方々や日本国籍以外の方々に使う教科書です。すべての人々(子世代)に平等な立場が書かれています。
 2. 近代史で、韓国併合を正当化し、「植民地化」による日本人の苦しみを書いていません。
 3. 尊皇民族史観と云える。天皇制の記述は、国民主権に反しています。
 4. 沖縄戦における日本軍の責任を認めていません。
 5. 日本国憲法の成立をアメリカに押しつけられたとし、以前からの自立した憲法の存在を認めていません。
 6. 戦争放棄(平和主義)を根本理念とする憲法を無視し、自衛隊 米軍による抑止力を肯定しています。
 7. 未来世代への負の遺産(核、温暖化等)の記述が、欠如している。
- 以上。



245-0013

撫安市 泉區 中田庫



教委第 23 号議案

高等学校用教科書、特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書並びに中学校・義務教育学校後期課程、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校用教科書の採択について

高等学校用教科書、特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書並びに中学校・義務教育学校後期課程、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校用教科書を採択する。

令和 2 年 8 月 4 日提出

教育長 鯉渕 信也

提案理由

令和3年度に使用する高等学校用教科書、特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書並びに令和3年度から令和6年度に使用する中学校・義務教育学校後期課程、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校用教科書を採択する。

1 採択する教科書

- (1) 高等学校において令和3年度に使用する教科書
- (2) 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において令和3年度に使用する教科書
- (3) 中学校・義務教育学校後期課程、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において令和3年度から令和6年度に使用する教科書

2 参考資料

- (1) 令和2年度横浜市教科書採択の基本方針
- (2) 令和2年度教科書採択手順
- (3) 横浜市教科書取扱審議会条例
- (4) 採択の観点及び具体的な調査項目の視点
- (5) 令和3～6年度使用中学校用教科書 発行者一覧

令和 2 年 5 月 1 日
横浜市教育委員会

令和 2 年度横浜市教科書採択の基本方針

(前文)

教科書は、教育課程の構成に応じて教育内容が組織排列された教科の主たる教材として、学校において使用が義務づけられており、学校教育において極めて重要な役割を果たしている。したがって、本市学校教育の一層の充実に資する適切な教科書を採択することが重要である。

よって、横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育基本法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等、関係法令の規定に基づき、横浜市立学校で使用する教科書の採択を適正に行うため、次のとおり令和 2 年度横浜市教科書採択の基本方針（以下「基本方針」という。）を定める。

1 教科書の採択について

(1) 令和 2 年度は、次の教科書を採択する。

- ア 義務教育学校後期課程を含む中学校（以下「中学校」という。）、
中高一貫教育校である南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において令和 3 年度から令和 6 年度に使用する教科書
- イ 高等学校において令和 3 年度に使用する教科書
- ウ 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において令和 3 年度に使用する教科書

(2) 横浜市立学校において使用する教科書は、学校教育法附則第 9 条に規定する図書（以下「一般図書」という。）を除き、文部科学省が作成した校種毎の教科書目録に登載されている、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省が著作の名義を有する教科書（以下「著作教科書」という。）の中から採択する。

(3) 採択が終了した後に、高等学校、特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において、発行者の都合等によって採択を変更する必要がある場合には、教育委員会が採択した教科書一覧の中から、児童生徒の実態等に応じて新たに教科書を選択し、採択の変更を行う。

2 採択の基本原則

(1) 公正かつ適正な手続き

文部科学省や神奈川県教育委員会の通知に基づき、採択権者である教育委員会の判断と責任のもと、静ひつな環境を確保し、公正確保を一層徹底するとともに、適正な手続きによって採択を行う。

(2) 教科書の調査研究

教科書目録に登載されたすべての教科書の内容について、教科書調査の調査項目に基づいて十分に調査研究を行う。

(3) 静ひつな採択環境の確保

教科書の採択が公正かつ適正に行われるために、様々な働きかけにより円滑な採択事務に支障をきたすことのないよう、静ひつな採択環境を確保する。

(4) 開かれた採択の実施

基本方針をあらかじめ公表するとともに、採択に関する情報を、採択終了後に積極的に公開するなど、より開かれた採択に努める。

3 採択の観点

教科書の採択に当たっては、「横浜教育ビジョン2030」、「横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領」及び「横浜市立高校版学習指導要領」に示した横浜が目指す子どもの姿の実現のために、主に次の観点から検討して最も適切と思われるものを採択する。

(1) 教育基本法、学校教育法及び学習指導要領の趣旨を踏まえ、各教科の目標の実現や指導内容の充実に適したものであること。

(2) 「横浜教育ビジョン2030」及び「横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領」に基づく学習活動に適したものであること。

(3) 児童生徒が学習をするに当たり使いやすい工夫があることや、障害その他の特性にかかわらず読みやすい工夫があること。

デジタル教材への活用の工夫があることや、教科書の用紙やインキなど環境面に配慮した工夫があること。

[高等学校]

- (4) 高等学校において使用する教科書は、各学校の特色、生徒の学習実態や興味・関心及び進路希望等を踏まえ、かつ、各教科・科目の目標の実現を図るために最も適切と思われるものであること。

[特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級]

- (5) 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において使用する教科書は、各教科等の指導計画、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」に基づき、一人ひとりの障害の状態に応じた指導を行うために、適切な内容であること。

4 採択の流れ

- (1) 教育委員会は、横浜市教科書取扱審議会条例に基づき設置される横浜市教科書取扱審議会（以下「審議会」という。）に対し、今年度採択する教科書の取扱いに関し、本方針を踏まえ、採択の観点に基づいて、調査・審議を諮問する。
- (2) 審議会は、教科書を調査研究した結果と横浜が目指す子どもの姿との関連を慎重に審議し、市立学校で使用するにあたりふさわしい教科書を取りまとめ、教育委員会に答申する。
- (3) 教育委員会は、審議会答申を受けて、その判断と責任において慎重に審議し、公正かつ適正に、教科書の採択を行う。その後、採択結果と需要数を神奈川県教育委員会に報告する。

5 調査研究について

- (1) 中学校、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校用教科書
- ア 教科書
- 審議会は、教科書目録に登載された教科書について、教科書編修趣意書、教科書見本等により、教科書調査の調査項目に基づいて十分に調査研究を行う。
- イ 学習実態
- 審議会は、中学校の生徒の学習実態について十分に調査研究を行う。

(2) 高等学校用教科書

ア 教科書

審議会は、教科書目録に登載された教科書について、教科書編修趣意書、教科書見本により、十分に調査研究を行う。

イ 学習実態

高等学校においては、各学校の特色や教科・科目の開設状況が異なるため、審議会は、各学校の教科・科目を履修する生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各学校長に求める。

(3) 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書

ア 教科書

審議会は、教科書目録に登載された著作教科書及び「令和3年度用一般図書一覧」に登載された一般図書について、十分に調査研究を行う。

イ 学習実態

特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級においては、障害の種類や程度によって個々の児童生徒の学習実態が大きく異なるため、審議会は各学校の当該児童生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各学校長に求める。

6 その他

基本方針で定めのない事項については、必要に応じて、教育委員会で審議し定めるものとする。

「令和2年度横浜市教科書採択の基本方針」において、教育委員会が横浜市教科書取扱審議会に対して調査・審議を諮問するにあたり、今年度採択する教科書の取扱いに関して別途定める調査項目については、次のとおりとする。

調査項目

採択の観点(1) 【関係法令】

- ①教育基本法における教育の目標を実現するのに、よりふさわしい特色がある。
- ②学校教育法における学力の要素をバランスよく育成するのに、よりふさわしい特色がある。
- ③学習指導要領に示された教科目標の実現や内容の展開に関して、よりふさわしい特色がある。

採択の観点(2)

【横浜教育ビジョン2030及び横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領】

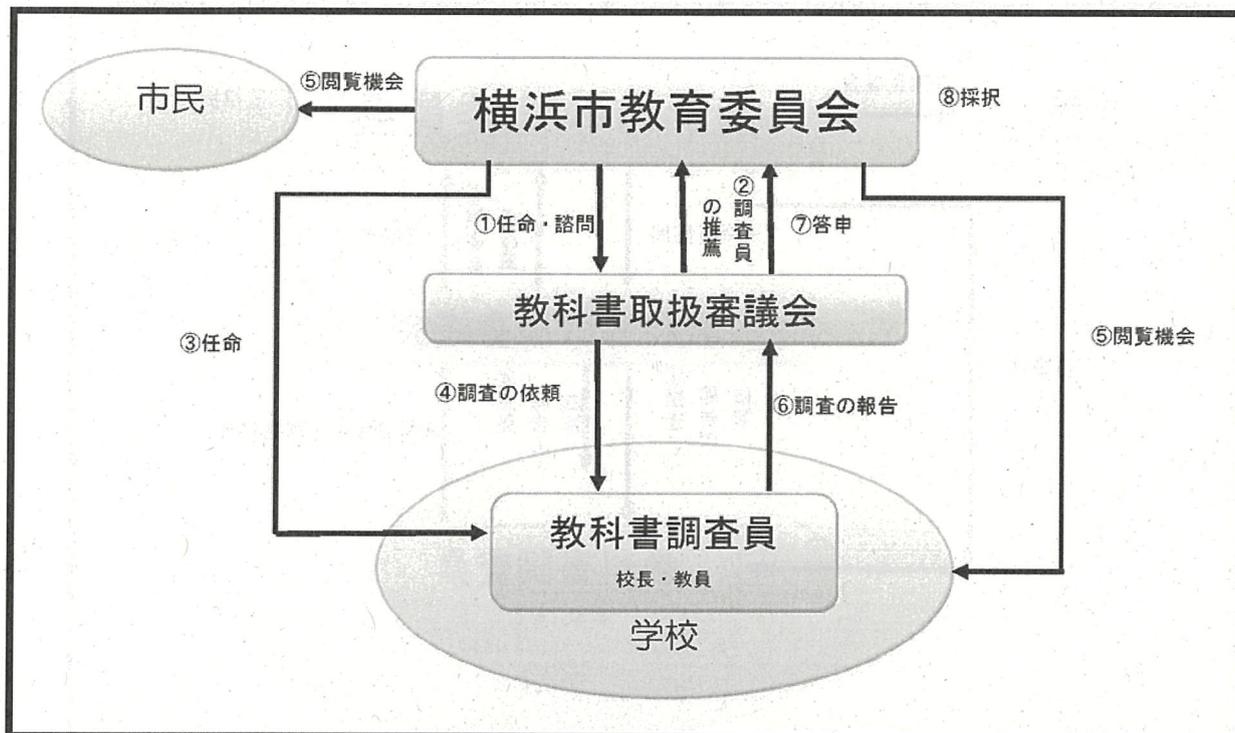
- ①主体的に考え、問題や課題を見つけ解決していく学習過程を大切にしていることや、言語能力及び情報活用能力を育成するために、よりふさわしい特色がある。
- ②小中の学習の連続性や幼保小中高の接続を図ったり、学習段階に応じた課題の工夫をしたり、学習意欲を高めるために、よりふさわしい特色がある。
- ③学んでいることを実生活や社会と関連付ける工夫や、身近な出来事や社会問題への関心を高めるために、よりふさわしい特色がある。
- ④「だれもが」「安心して」「豊かに」という人権教育の方針を踏まえ、多様な価値観を認め支え合う態度や、豊かな感性を育むためによりふさわしい特色がある。
- ⑤持続可能な開発目標(SDGs)*の達成など、よりよい社会の創造に向けて、グローバルな視野で自ら考え行動し続ける態度や公共心を育むために、よりふさわしい特色がある。
- ⑥地域の歴史や、伝統文化を理解したり、その魅力を発見したり、将来や社会とのつながりを学んだりするために、よりふさわしい特色がある。

採択の観点(3) 【体裁等】

- ①児童生徒が学習をするに当たり使いやすい工夫があることや、障害その他の特性にかかわらず読みやすい工夫がある。
- ②デジタル教材への活用の工夫があることや、教科書の用紙やインキなど環境面に配慮した工夫がある。

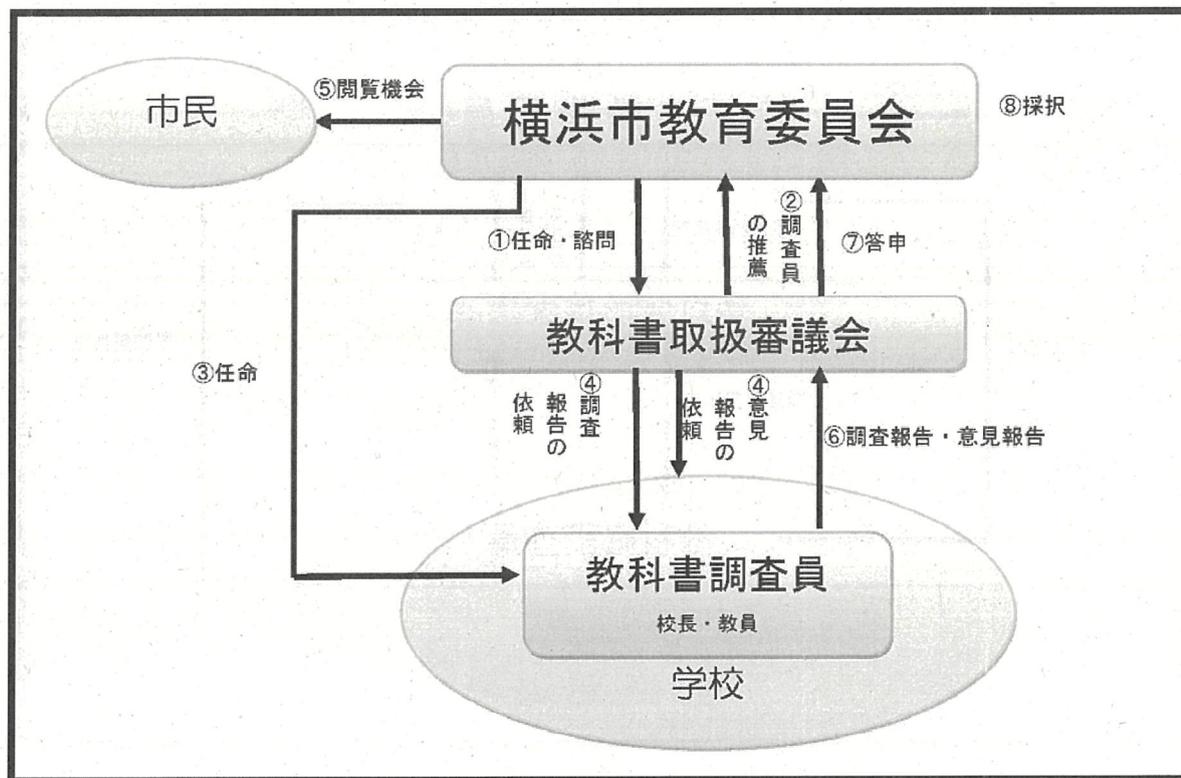
*2015(平成27)年9月「国連持続可能な開発サミット」にて、全会一致で採択された開発目標。先進国を含む、国際社会全体の目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標を設定している。

〈中学校教科書採択の手順〉



- ① 教科書採択にあたり、横濱市教育委員会（以下「市教委」）は「教科書採択の基本方針」を定めます。また、市教委の附属機関として、「横濱市教科書取扱審議会」（以下「審議会」）を設置し、審議委員を任命した上で、教科書採択のための調査・研究について諮問します。
- ② 審議会は、教科書の専門的な調査研究を行うため、教科書調査員を市教委に推薦します。
- ③ 教科書調査員の任命は市教委が行います。
- ④ 審議会は教科書調査員に調査を依頼します。
- ⑤ 市教委は、市民や教員が教科書を読覧できるように、教科書を読覧機会を設けます。（保護者・市民向けは市立 18 図書館、教員向けは授業改善支援センター（ハマ・アップ）等で開催）
- ⑥ 教科書調査員は審議会に調査結果を報告します。
- ⑦ 審議会は、調査資料等を基に審議し、その結果を市教委に答申します。
- ⑧ 市教委は答申を受け、慎重に審議の上、教科書を採択します。

〈高等学校、特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書採択の手順〉



- ① 教科書採択にあたり、市教委は「教科書採択の基本方針」を定めます。また、市教委の附属機関として、「横浜市教科書取扱審議会」(以下「審議会」)を設置し、審議委員を任命した上で、教科書採択のための調査・研究について諮問します。
- ② 審議会は、教科書の専門的な調査研究を行うため、教科書調査員を市教委に推薦します。
- ③ 教科書調査員の任命は市教委が行います。
- ④ 審議会は教科書調査員に調査報告を依頼します。また、高等学校、特別支援学校及び小・中学校個別支援学級については、各学校や個々の児童・生徒によって実態が大きく異なるため、各学校長に教科書の意見報告を依頼します。
- ⑤ 市教委は、保護者や市民が教科書を閲覧できるよう、教科書展示会を開催します。
- ⑥ 教科書調査員は審議会に調査報告を、各学校長は審議会に意見報告をそれぞれします。
- ⑦ 審議会は、調査資料等を基に審議し、その結果を市教委に答申します。
- ⑧ 市教委は答申を受け、慎重に審議の上、教科書を採択します。

横浜市教科書取扱審議会条例

制 定 昭和39年6月10日条例第71号
最近改正 平成26年12月26日条例第79号

横浜市教科書取扱審議会条例をここに公布する。

横浜市教科書取扱審議会条例

(設 置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第6号の規定に基づき、横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う教科書の取扱いについて適正を期するため、教育委員会の附属機関として、横浜市教科書取扱審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、市立学校において使用する教科書の取扱いに関し必要な事項を調査審議する。
2 審議会は、前項の諮問に関連する事項について、教育委員会に意見を述べることができる。

(組 織)

第3条 審議会は、委員20人で組織する。
2 委員は、次の各号に掲げる者につき、教育委員会が任命する。
(1) 校長及び教員 8人
(2) 教育委員会事務局職員 5人
(3) 学識経験のある者 3人
(4) 児童及び生徒の保護者 4人

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。
2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(調査員)

第6条 審議会に、専門事項を調査するため、調査員を置くことができる。
2 調査員は、審議会の推薦に基づき、教育委員会が任命する。
3 調査員の任期は、そのつど教育委員会が定める。

(会 議)

第7条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事及び書記)

第8条 審議会に、幹事及び書記若干人を置く。

2 幹事及び書記は、教育委員会事務局職員のうちから、教育委員会が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

4 書記は、会長の命を受け、審議会の事務に従事する。

(庶 務)

第9条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委 任)

第10条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかって定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行後最初の審議会の招集は、教育委員会が行う。

附 則 (昭和49年6月条例第40号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和49年7月1日から施行する。

附 則 (平成13年2月条例第16号)抄

(施行期日)

1 この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において、この条例による改正前の横浜市教科書取扱審議会条例第3条第2項の規定により任命されている委員の任期は、同条例第4条第1項の規定にかかわらず、同日までとする。

3 この条例の施行後最初の横浜市教科書取扱審議会の会議は、教育委員会が招集する。

附 則 (平成26年12月条例第79号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

採択の観点及び具体的な調査項目の視点

1 採択の観点

観点1	教育基本法、学校教育法及び学習指導要領の趣旨を踏まえ、各教科の目標の実現や指導内容の充実に適したものであること。
観点1 ①	教育基本法における教育の目標を実現するのに、よりふさわしい特色となっている点
観点1 ②	学校教育法における学力の要素をバランスよく育成するのに、よりふさわしい特色となっている点
観点1 ③	学習指導要領に示された教科目標の実現や内容の展開に関して、よりふさわしい特色となっている点

観点2	「横浜教育ビジョン2030」及び「横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領」に基づく学習活動に適したものであること。
観点2 ①	主体的に考え、問題や課題を見つけ解決していく学習過程を大切にしている点や、言語能力及び情報活用能力を育成するために、よりふさわしい特色となっている点
観点2 ②	小中の学習の連続性や幼保小中高の接続を図ったり、学習段階に応じた課題の工夫をしたり、学習意欲を高めるために、よりふさわしい特色となっている点
観点2 ③	学んでいることを実生活や社会と関連付ける工夫や、身近な出来事や社会問題への関心を高めるために、よりふさわしい特色となっている点
観点2 ④	「だれもが」「安心して」「豊かに」という人権教育の方針を踏まえ、多様な価値観を認め支え合う態度や、豊かな感性を育むためによりふさわしい特色となっている点
観点2 ⑤	持続可能な開発目標（SDGs）の達成など、よりよい社会の創造に向けて、グローバルな視野で自ら考え行動し続ける態度や公共心を育むために、よりふさわしい特色となっている点
観点2 ⑥	地域の歴史や、伝統文化を理解したり、その魅力を発見したり、将来や社会とのつながりを学んだりするために、よりふさわしい特色となっている点

観点3	児童生徒が学習をするに当たり使いやすい工夫があることや、障害その他の特性にかかわらず読みやすい工夫があること。 デジタル教材への活用の工夫があることや、教科書の用紙やインキなど環境面に配慮した工夫があること。
観点3 ①	児童生徒が学習をするに当たり使いやすい工夫がある点や、障害その他の特性にかかわらず読みやすい工夫がある点
観点3 ②	デジタル教材への活用の工夫がある点や、教科書の用紙やインキなど環境面に配慮した工夫がある点

2 具体的な調査項目の視点

【国語】

観点2 ①	・言葉による見方・考え方 ・言語活動 ・学校図書館との関連 ・情報活用能力
観点2 ②	・資質・能力の系統性 ・国語科と他教科等との関連
観点2 ③	・言葉の働き ・社会生活との関連
観点2 ④	・対話的な学び ・多様な考えを認め合う態度
観点2 ⑤	・よりよい社会の実現に寄与する教材、グローバルな視点
観点2 ⑥	・伝統的な言語文化
観点3 ①	・ユニバーサルデザイン ・レイアウト等の工夫 ・大きさや重さ等
観点3 ②	・デジタル教材への可能性 ・二次元コード ・環境への配慮

【書写】

観点2 ①	・学習過程 ・課題の発見・解決
観点2 ②	・書写の能力の系統性 ・書写と、国語科の他領域 ・他教科等との関連
観点2 ③	・文字の働き ・社会生活との関連
観点2 ④	・交流する活動
観点2 ⑤	・よりよい社会の実現に寄与する教材
観点2 ⑥	・伝統的な言語文化
観点3 ①	・ユニバーサルデザイン ・レイアウト等の工夫 ・大きさや重さ等
観点3 ②	・デジタル教材への可能性 ・二次元コード ・環境への配慮

【社会(地理的分野)】

観点2 ①	<ul style="list-style-type: none"> ・課題解決的な学習場面の設定 ・社会的な見方・考え方 ・社会的事象の意味や意義 ・情報の収集や活用の仕方
観点2 ②	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校との学習の連続性 ・中学校各分野との関連 ・コラムや資料、巻頭や導入の工夫
観点2 ③	<ul style="list-style-type: none"> ・実生活や現代的諸課題との関連付け ・新たな課題への気付き ・学んだことの活用
観点2 ④	<ul style="list-style-type: none"> ・多面的・多角的なものの方 ・多様な考え、立場の理解
観点2 ⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・SDGsの扱い ・社会参画の視点 ・選択、判断、構想する力 ・公民としての資質・能力の育成
観点2 ⑥	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の歴史や伝統文化への理解 ・過去と現在のつながりの理解
観点3 ①	<ul style="list-style-type: none"> ・文字の見やすさ (ユニバーサルフォント) ・色使いのバランス (カラーユニバーサルデザイン) ・索引の工夫 ・資料、写真、図表等の配置 ・大きさや重さ等
観点3 ②	<ul style="list-style-type: none"> ・二次元コード等 ・用紙やインキ等の環境への配慮

【社会(歴史的分野)】

観点2 ①	<ul style="list-style-type: none"> ・課題解決的な学習場面の設定 ・社会的な見方・考え方 ・社会的事象の意味や意義 ・情報の収集や活用の仕方
観点2 ②	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校や高等学校との学習の連続性 ・中学校各分野との関連 ・コラムや資料、導入の工夫
観点2 ③	<ul style="list-style-type: none"> ・実生活や現代的諸課題との関連付け ・新たな課題への気付き ・学んだことの活用
観点2 ④	<ul style="list-style-type: none"> ・多面的・多角的なものの方 ・多様な考え、立場の理解
観点2 ⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・SDGsの扱い ・社会参画の視点 ・選択、判断、構想する力 ・公民としての資質・能力の育成
観点2 ⑥	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の歴史や伝統文化への理解 ・過去と現在のつながりの理解
観点3 ①	<ul style="list-style-type: none"> ・文字の見やすさ (ユニバーサルフォント) ・色使いのバランス (カラーユニバーサルデザイン) ・索引の工夫 ・資料、写真、図表等の配置 ・大きさや重さ等
観点3 ②	<ul style="list-style-type: none"> ・二次元コード等 ・用紙やインキ等の環境への配慮

【社会(公民的分野)】

観点2 ①	<ul style="list-style-type: none"> ・課題解決的な学習場面の設定 ・社会的な見方・考え方 ・社会的事象の意味や意義 ・情報の収集や活用の仕方
観点2 ②	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校や高等学校との学習の連続性 ・中学校各分野や他教科等との関連
観点2 ③	<ul style="list-style-type: none"> ・実生活や現代的諸課題との関連付け ・学んだことの活用 ・新たな課題への気付き
観点2 ④	<ul style="list-style-type: none"> ・多面的・多角的なものの見方 ・多様な考え、立場の理解 ・合意形成
観点2 ⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・SDGsの扱い ・社会参画の視点 ・選択、判断、構想する力 ・公民としての資質・能力の育成
観点2 ⑥	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の歴史や伝統文化への理解
観点3 ①	<ul style="list-style-type: none"> ・文字の見やすさ (ユニバーサルフォント) ・色使いのバランス (カラーユニバーサルデザイン) ・索引の工夫 ・資料、写真、図表等の配置 ・大きさや重さ等
観点3 ②	<ul style="list-style-type: none"> ・二次元コード等 ・用紙やインキ等の環境への配慮

【地図】

観点2 ①	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的な見方・考え方 ・情報の収集や活用の仕方
観点2 ②	<ul style="list-style-type: none"> ・巻頭やトピックスの工夫 ・地図の仕組みや使い方 ・自主的に地図や統計資料を活用する工夫
観点2 ③	<ul style="list-style-type: none"> ・人々の生活 ・現代的な諸課題等への理解
観点2 ④	
観点2 ⑤	
観点2 ⑥	
観点3 ①	<ul style="list-style-type: none"> ・文字の見やすさ (ユニバーサルフォント) ・色使いのバランス (カラーユニバーサルデザイン) ・索引の工夫 ・資料、写真、図表等の配置 ・大きさや重さ等
観点3 ②	<ul style="list-style-type: none"> ・二次元コード等 ・用紙やインキ等の環境への配慮

【数学】

観点2 ①	<ul style="list-style-type: none"> ・数学的な見方・考え方を働かせる ・数学的活動 ・主体的に問題を発見、解決する ・統計教育における問題解決の過程
観点2 ②	<ul style="list-style-type: none"> ・数学的な見方・考え方の一貫性 ・学習の系統的なつながり
観点2 ③	<ul style="list-style-type: none"> ・実社会や実生活への活用 ・数学のよさや有用性
観点2 ④	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な考え方を認め合う ・自らの学習を振り返り高める
観点2 ⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・他者との協働 ・根拠を用いた説明
観点2 ⑥	<ul style="list-style-type: none"> ・数学と実社会のつながり ・数学と歴史や伝統とのつながり
観点3 ①	<ul style="list-style-type: none"> ・カラーユニバーサルデザイン ・書体 ・使いやすさの工夫 ・大きさや重さ等
観点3 ②	<ul style="list-style-type: none"> ・二次元コード ・環境への配慮

【理科】

観点2 ①	<ul style="list-style-type: none"> ・分析して解釈する ・探究の過程の見通し、振り返り ・言語活動
観点2 ②	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校の学習との関連 ・中高の連携と接続 ・学習への関心を高める工夫
観点2 ③	<ul style="list-style-type: none"> ・科学技術の利用の在り方 ・学んだことを実生活に生かす ・防災、減災の意識
観点2 ④	<ul style="list-style-type: none"> ・対話的な学習 ・多様な考えを認め合う学習 ・生命の尊重や自然環境の保全に寄与する態度
観点2 ⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な社会の構築（SDGs）
観点2 ⑥	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の伝統、文化 ・地域の自然環境
観点3 ①	<ul style="list-style-type: none"> ・巻頭、巻末の興味を引く工夫 ・観察、実験の手順の明確さ ・文字の見やすさ ・大きさや重さ等
観点3 ②	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル教材への活用の工夫 ・用紙やインキ等環境への配慮

【音楽(一般)】

観点2 ①	・主体的、対話的な学習 ・課題解決学習 ・音楽の見方、考え方 ・情報活用
観点2 ②	・学習の系統性 ・小中学校の連続性 ・幼保小中高の接続 ・学習の状況に応じた課題
観点2 ③	・生活や社会の中の音や音楽
観点2 ④	・多様な音楽表現
観点2 ⑤	・音楽と社会 ・公共心
観点2 ⑥	・日本の伝統音楽 ・地域の伝統、文化
観点3 ①	・ユニバーサルデザイン ・レイアウトの工夫 ・大きさや重さ等
観点3 ②	・二次元コード ・デジタル教材 ・環境への配慮

【音楽(器楽)】

観点2 ①	・主体的、対話的な学習 ・音楽の見方、考え方
観点2 ②	・学習の系統性 ・小中学校の連続性 ・学習の状況に応じた課題
観点2 ③	・社会や生活の中の音や音楽
観点2 ④	・多様な音楽表現
観点2 ⑤	・音楽と社会
観点2 ⑥	・日本の伝統音楽 ・地域の伝統、文化
観点3 ①	・ユニバーサルデザイン ・レイアウトの工夫 ・大きさや重さ等
観点3 ②	・二次元コード ・デジタル教材 ・環境への配慮

【美術】

観点2 ①	・自己選択 ・言語活動 ・問題や課題を明確にした学習の目標 ・情報活用能力
観点2 ②	・小学校との接続 ・発達段階に応じた学習
観点2 ③	・生活や社会の中の美術や美術文化 ・自分づくり教育（キャリア教育）
観点2 ④	・個性尊重 ・多様性、人権的な視点 ・感性、想像力
観点2 ⑤	・持続可能な社会
観点2 ⑥	・我が国、地域の文化芸術 ・地域の人材
観点3 ①	・ユニバーサルデザイン ・大きさや重さ等
観点3 ②	・二次元コード、デジタル教材の活用 ・材質などの工夫

【保健体育】

観点2 ①	・主体的な学び ・言語活動 ・保健の見方・考え方
観点2 ②	・小中高の学びの円滑な接続
観点2 ③	・実生活、実社会との関連付け ・実習の意義と手順
観点2 ④	・多様性の尊重 ・共感的人間関係
観点2 ⑤	・広い視点での社会参画 ・持続可能な社会とライフスタイル
観点2 ⑥	・伝統、文化の継承 ・共生社会の形成
観点3 ①	・ユニバーサルデザイン ・大きさや重さ等
観点3 ②	・二次元コード等の活用 ・環境への配慮

【技術・家庭(技術分野)】

観点2 ①	<ul style="list-style-type: none"> ・主体的な学び ・課題の設定、解決策の構想 ・技術の見方・考え方
観点2 ②	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校や他教科、技術分野の他の内容との関連 ・小中高の段階的な学習
観点2 ③	<ul style="list-style-type: none"> ・生活や社会で利用されている技術についての基礎的な理解 ・技術と生活や社会との関わり ・第3学年における統合的な問題解決
観点2 ④	<ul style="list-style-type: none"> ・安心・安全な実習 ・情報モラル ・知的財産権
観点2 ⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な社会の構築 ・未来を創造する ・使い手や作り手の立場
観点2 ⑥	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統的な技術 ・職業への関心
観点3 ①	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザイン ・レイアウト等の工夫 ・大きさや重さ等
観点3 ②	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル教材、二次元コード ・環境への配慮

【技術・家庭(家庭分野)】

観点2 ①	<ul style="list-style-type: none"> ・学びの見通しをもたせるガイダンスのあり方 ・「生活の営みに係る見方・考え方」の示し方 ・学習過程
観点2 ②	<ul style="list-style-type: none"> ・小中の接続 ・他分野、他教科等との関連
観点2 ③	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児や高齢者との関わり ・自然災害への対応 ・生活を展望し課題を設定する力と実践的な態度の育成
観点2 ④	<ul style="list-style-type: none"> ・家族構成や家庭生活の状況 ・アレルギー対応 ・多様性
観点2 ⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・SDGs ・自立した消費者の育成 ・資源や環境に配慮したライフスタイル
観点2 ⑥	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の生活文化の継承 ・学習内容に係る職業観や勤労観
観点3 ①	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザイン ・レイアウト等の工夫 ・大きさや重さ等
観点3 ②	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル教材、二次元コードの活用 ・用紙やインキ等の環境への配慮

【外国語】

観点2 ①	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーションを行う目的や場面、状況などの設定 ・思考を促す過程 ・英語を使いながら学ぶ学習過程
観点2 ②	<ul style="list-style-type: none"> ・学習の連続性 ・校種間の円滑な接続 ・スモールステップを踏んだ学習 ・言葉の学び（インプットの質と量の確保、繰り返し活用）を踏まえた設定
観点2 ③	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に関する身近な事柄 ・他教科等との関連
観点2 ④	<ul style="list-style-type: none"> ・多様性の受容と尊重 ・他者への配慮 ・自己の気付き
観点2 ⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・平和、国際貢献の精神の獲得 ・国際理解 ・協働、共生
観点2 ⑥	<ul style="list-style-type: none"> ・自分や自国に対する気付き ・社会的役割の自覚
観点3 ①	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザイン ・大きさや重さ等 ・レイアウト等の工夫
観点3 ②	<ul style="list-style-type: none"> ・二次元コード、デジタル教材への可能性 ・環境への配慮

【道徳】

観点2 ①	<ul style="list-style-type: none"> ・問題解決的な学習 ・考え、議論 ・情報モラル
観点2 ②	<ul style="list-style-type: none"> ・発達の段階に応じた課題 ・自己の振り返り、生き方
観点2 ③	<ul style="list-style-type: none"> ・実生活と関連付けた道徳的価値の理解 ・社会と関連付けた道徳的価値の理解
観点2 ④	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ等の未然防止 ・人権感覚、意識 ・自他の生命尊重 ・自然愛護、感動、畏敬の念
観点2 ⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・勤労、社会参画意識や公共の精神 ・国際社会の平和と発展に寄与 ・SDG s の視点
観点2 ⑥	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の伝統、文化 ・諸外国の人々の生活や文化
観点3 ①	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインフォント ・装丁、体裁など ・内容の排列 ・大きさや重さ等
観点3 ②	<ul style="list-style-type: none"> ・二次元コード ・環境への配慮

令和3～6年度使用
中学校用教科書 発行者一覧

種 目	発 行 者							
国 語	東京書籍	三省堂	教育出版	光村図書出版				
書 写	東京書籍	三省堂	教育出版	光村図書出版				
社 会 (地理の分野)	東京書籍	教育出版	帝国書院	日本文教出版				
社 会 (歴史の分野)	東京書籍	教育出版	帝国書院	山川出版社	日本文教出版	育鵬社	学び舎	
社 会 (公民の分野)	東京書籍	教育出版	帝国書院	日本文教出版	自由社	育鵬社		
地 図	東京書籍	帝国書院						
数 学	東京書籍	大日本図書	学校図書	教育出版	新興出版社 啓林館	数研出版	日本文教出版	
理 科	東京書籍	大日本図書	学校図書	教育出版	新興出版社 啓林館			
音 楽 (一般)	教育出版	教育芸術社						
音 楽 (器楽合奏)	教育出版	教育芸術社						
美 術	開隆堂出版	光村図書出版	日本文教出版					
保健体育	東京書籍	大日本図書	大修館書店	学研教育 みらい				
技術・家庭 (技術分野)	東京書籍	教育図書	開隆堂出版					
技術・家庭 (家庭分野)	東京書籍	教育図書	開隆堂出版					
英 語	東京書籍	開隆堂出版	三省堂	教育出版	光村図書出版	新興出版社 啓林館		
道 徳	東京書籍	教育出版	光村図書出版	日本文教出版	学研教育 みらい	廣済堂 あかつき	日本教科書	

横浜市教育委員会 8月4日定例会 座席表

